有料老人ホーム事業者に対する集団説明会



保健福祉部 指導監査課 高齢者事業担当

目次

- 1 有料老人ホーム制度について
- 2 栃木県有料老人ホーム設置運営指導指針について
- 3 立入検査における指導事項等について
- 4 事故報告等について
- 5 令和6年度立入検査実施予定

【資料中の略語】

法…老人福祉法(昭和38年法律第133号)

国標準指導指針···有料老人ホーム設置運営標準指導指針 県指導指針···栃木県有料老人ホーム設置運営指導指針 県指導要綱···栃木県有料老人ホーム設置運営指導要綱

1(1) 有料老人ホーム制度の概要①

1 有料老人ホームの法的位置付け

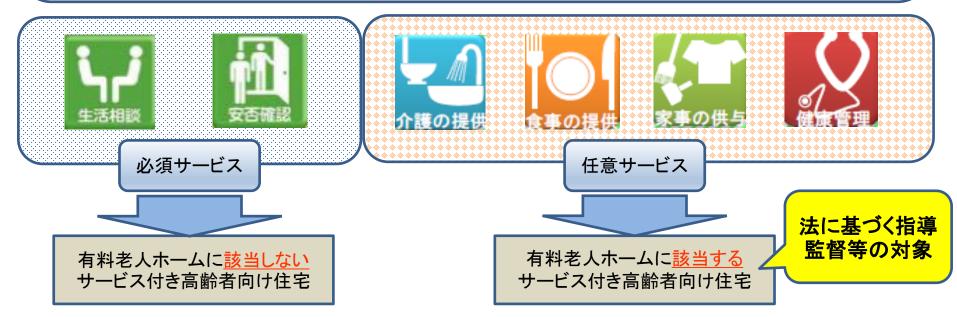
老人を<u>入居させ、①入浴、排せつ若しくは食事の介護</u>、②食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜であって<u>厚生労働省令で定めるもの</u>_{※1}(以下「介護等」という。)<u>の供与</u>(他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。)をする事業を行う施設であって、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設_{※2}でないもの(法第29条第1項)

- ※1 厚生労働省令で定める便宜=③洗濯、掃除等の家事又は④健康管理
- ※2 厚生労働省令に規定なし
- ▷ 設置に当たっては都道府県知事等への届出が必要
 上サービス付き高齢者向け住宅の登録受けている場合は不要
- ▷ 設置主体は株式会社、有限会社、社会福祉法人、NPO法人等

1(1) 有料老人ホーム制度の概要②

2 有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅について

- サービス付き高齢者向け住宅の事業者が、住宅事業の一部として、有料老人ホームの要件となっている「①介護の提供」「②食事の提供」「③家事の供与」「④健康管理」のいずれかを実施している場合、そのサービス付き高齢者向け住宅は「有料老人ホーム」に該当
- 有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅は、<u>法に基づく指導監督</u><u>等の対象</u>



1(1) 有料老人ホーム制度の概要③

国標準指導指針について(厚生労働省老健局長通知)が平成30年4月に改正され、以下のとおり有料老人ホームの定義が明確化

〇 改正前

複数の者が入居する施設で、老人とそれ以外の者が混在して入居しているものであっても、<u>老人が1人でも入居サービス及び介護等サービスを受けている場合には、</u> 当該老人が利用している部分は有料老人ホームとして取り扱う。



〇 改正後(<u>現行)</u>

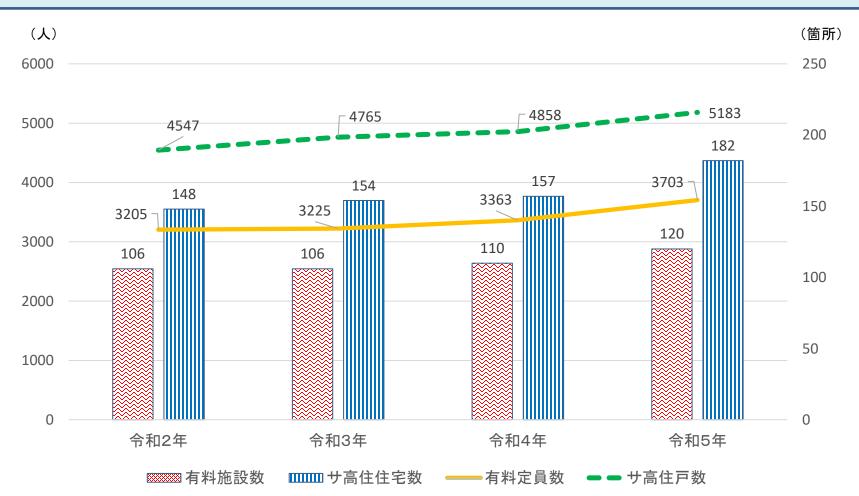
<u>入居要件を専ら老人に限らず、老人以外も当然に入居できるようなものは有料老人</u> <u>ホームには当たらない。</u>

ただし、以下の場合は有料老人ホームとして取り扱う。

- ① 入居要件では老人以外も入居できるとしつつ、意図的に老人を集めて入居させているもの→施設全体を有料老人ホームとして取り扱う。
- ② 施設の一部については専ら老人を入居要件とするもの→当該老人が利用している部分を有料老人ホームとして取り扱う。

1(2)県内における有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の状況①

各施設・住宅数(届出・登録ベース、各年4月1日現在)



1(2)県内における有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の状況②

特定施設入居者生活介護の指定を受けた各施設・住宅数(届出・登録ベース、各年4月1日時点)



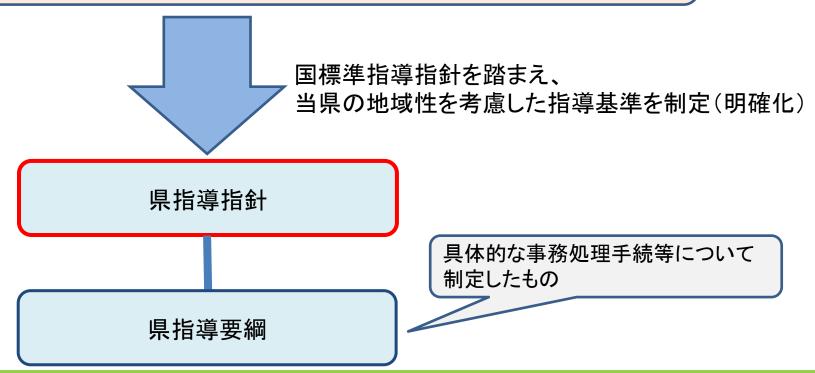
2(1)栃木県有料老人ホーム設置運営指導指針の位置付け①

国標準指導指針と県指導指針等の関係性

国が示した、県指導指針のベース(参考)となるもの

国標準指導指針

有料老人ホームの設置運営標準指導指針について (平成14年7月18日老発第0718003号厚生労働省老健局長通知)



2(1)栃木県有料老人ホーム設置運営指導指針の位置付け②

- 有料老人ホームは、高齢者が長年にわたり生活する場であり、入居者の側からも介護をはじめとするサービスに対する期待が大きいこと、入居に当たり前払金を支払う場合を含めて大きな金銭的負担を伴うことから、行政としてもサービス水準の確保等のために十分に指導を行う必要
- 本県における<u>高齢者福祉の一層の推進と有料老人ホームのより健全な育成</u>を図るため、 国標準指導指針を踏まえ、県指導指針を策定
- 有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅については、国標準指導指針改正 を受けた県指導指針の改正により、<mark>平成27年7月から適用</mark>

県指導指針の構成

- 1 県指針の性格
- 2 用語の定義
- 3 基本的事項
- 4 設置者
- 5 立地条件
- 6 規模及び構造設備
- 7 既存建物等の活用の場合の特例

- 8 職員の配置、研修及び衛生管理
- 9 有料老人ホーム事業の運営
- 10 サービス等
- 11 事業収支計画
- 12 利用料等
- 13 契約内容等
- 14 情報開示

サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けている場合は、4~7及び11の規定は適用なし

2(1) 栃木県有料老人ホーム設置運営指導指針の位置付け③

県指導指針の主な内容

8 職員の配置、研修及び衛生管理等

職員の配置、職員の研修、職員の衛生管理等

9 有料老人ホーム事業の運営

管理規程等の制定、名簿の整備、帳簿の整備、個人情報の取り扱い、業務継続計画の策定等、非常災害対策、衛生管理等、緊急時の対応、入居者の安否確認、医療機関等との連携、介護サービス事業所との関係、 運営懇談会の設置等

10 サービス等

サービス提供(食事サービス、相談・助言等、健康管理と治療への協力、介護サービス、安否確認又は状況把握、機能訓練、レクリエーション、身元引受人への連絡等、金銭等管理、家族との交流・外出の機会の確保)、職員に対する提供サービス等の周知徹底、勤務表の作成・管理、高齢者虐待の防止等の措置、<u>身体的</u>拘束等の適正化

12 利用料等

費用受領する場合の取り扱い、前払い方式の基準

13 契約内容等

契約締結に関する手続等、契約内容、消費者契約の留意点、重要事項の説明等、体験入居、入居者募集等、苦情解決の方法、事故発生の防止の対応、事故発生時の対応

14 情報開示

有料老人ホームの運営に関する情報、前払金を受領する有料老人ホームに関する情報、有料老人ホーム 類型の表示、介護の職員体制に関する情報、有料老人ホーム情報の報告

栃木県

2(2)県指導指針改正(令和3年7月1日適用)の概要①

- 法改正や令和3年度介護報酬改定等を受け、国標準指導指針が一部改正
- 国標準指導指針本文中で創設(改正)された事項について、県指導指針に反映 (令和3年7月1日施行)

改正の内容

- ① 感染症対策の強化
- ② 業務継続に向けた取組の強化
- ③ ハラスメント対策の強化
- ④ 高齢者虐待防止の推進
- ⑤ 認知症介護基礎研修の受講の義務づけ
- ⑥ 署名・押印の見直し、電磁的記録による保存等
- ※ その他、文言の修正等の所要の改正を実施

2(2)県指導指針改正(令和3年7月1日適用)の概要②

① 感染症対策の強化

県指導指針 9 有料老人ホーム事業の運営

(新設)(7)衛生管理等

感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じること。

- ア 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下、「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。なお、委員会については、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましい。
- <u>イ</u> <u>感染症及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u>
- ウ 職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する こと。なお、訓練については、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で 実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。

2(2)県指導指針改正(令和3年7月1日適用)の概要③

② 業務継続に向けた取組の強化

県指導指針 9 有料老人ホーム事業の運営

(新設)(5)業務継続計画の策定等

- ア 感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する処遇を継続的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じること。計画の策定にあたっては、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。
- イ 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施すること。なお、訓練については、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。
- ウ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

2(2)県指導指針改正(令和3年7月1日適用)の概要④

③ ハラスメント対策の強化

県指導指針 8 職員の配置、研修及び衛生管理等 (新設)(3)職員の衛生管理等

イ 適正なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するため、職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、職員に周知・啓発するとともに、相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、職員に周知する等、必要な措置を講じること。

また、入居者やその家族等からの著しい迷惑行為(カスタマーハラスメント)の防止のために、 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備するなど、必要な対策を講じることが 望ましい。

2(2)県指導指針改正(令和3年7月1日適用)の概要⑤

④ 高齢者虐待防止の推進

県指導指針 10 サービス等

(新設)(4)設置者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)に基づき、次の事項を実施すること。

- <u>イ</u><u>虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行う</u> ことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員 に周知徹底を図ること。
- ウ 虐待の防止のための指針を整備すること。
- 工 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- <u>オ</u> イからエまでに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2(2)県指導指針改正(令和3年7月1日適用)の概要⑥

⑤ 認知症介護基礎研修の受講の義務づけ

県指導指針 8 職員の配置、研修及び衛生管理等 (新設)(2)職員の研修

イ 介護に直接携わる職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介 護保険法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他こ れに類する者を除く。)に対し、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措 置を講じること。

2(2)県指導指針改正(令和3年7月1日適用)の概要⑦

⑥ 署名・押印の見直し、電磁的記録による保存等

県指導指針 (新設)15 電磁的記録等

- (1) 作成、保存その他これらに類するもののうち、県指針の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの((2)に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁器的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。
- (2) 交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下、「交付等」という。)のうち、県指 針の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交 付等の相手方(入居者等)の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁器的 方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。)によることができる。

【根拠法令】

老人福祉法

第29条

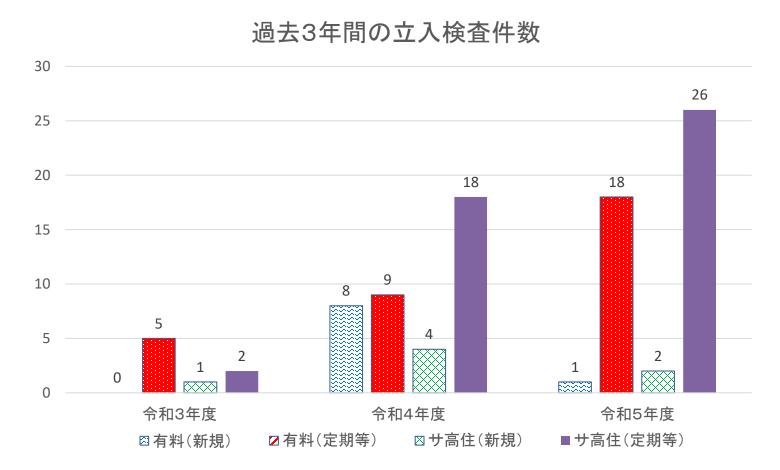
第13項 都道府県知事は、この法律の目的を達成するため、有料老人ホームの設置者若しくは管理者若しくは設置者から介護等の供与(将来において供与することを含む。)を委託された者(以下「介護等受託者」という。)に対して、その運営の状況に関する事項その他必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該有料老人ホーム若しくは当該介護等受託者の事務所若しくは事業所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第14項 第18条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による質問又は立入検査について準用する。

第18条

第3項 前二項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

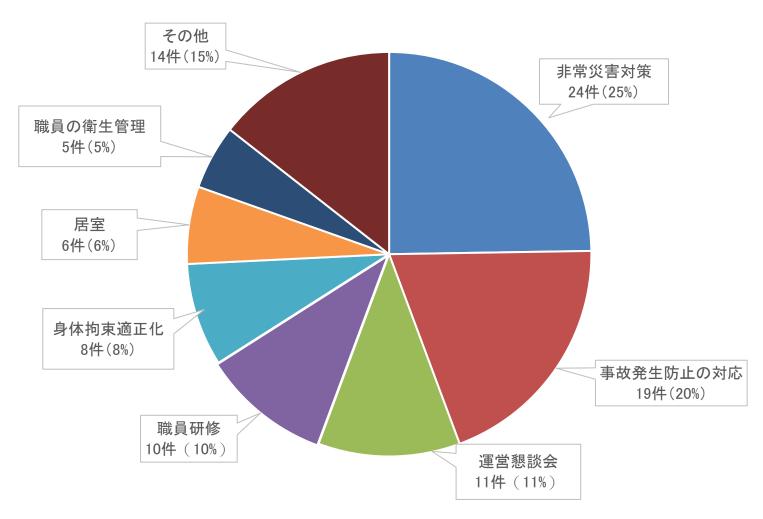
3(2)立入検査における指導事項の概要①



- ※1 虐待通報等に基づく立入検査件数を除く。
- ※2 令和3年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため低調

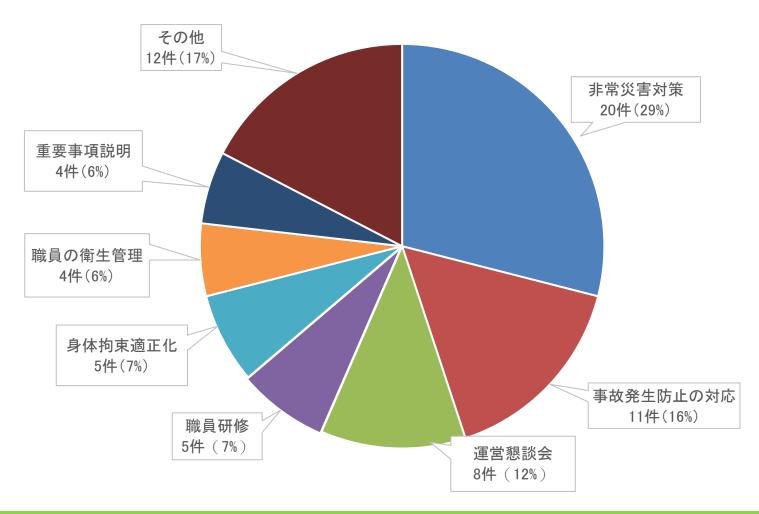
3(2)立入検査における指導事項の概要②

令和5年度 立入検査における指導件数(有料)



3(2)立入検査における指導事項の概要③

令和5年度 立入検査における指導件数(サ高住)



3(2)立入検査における指導事項の概要④

指導事例①

〇 職員配置の不備 (人員・設備)

【事例】

有料老人ホームの勤務表と、併設する介護保険サービス事業所の勤務表が1つ の勤務表で作成されており、両方の施設等を兼務する職員の従事する業務の種 別に応じた勤務状況が明確になっていない。

【指導】

• 有料老人ホームの職員が、通所介護事業所等の業務を兼務する場合、それぞれ が従事する業務の種別に応じた勤務表を作成し、管理すること。

【根拠】県指導指針10(3)

有料老人ホームの職員が、介護保険サービスその他の業務を兼ねる場合にあっては、各職員について、それぞれが従事する業務の種別に応じた勤務状況を明確にする観点から、適切に勤務表の作成及び管理を行うこと。

3(2) 立入検査における指導事項の概要⑤

指導事例②

〇 居室の個室化 (人員・設備)

【事例】

- 個室である居室を入居者2名で利用している。(相部屋)
- 居室以外の部屋に入居させている。

【指導】

- 現在の入居者が退去した後は、全ての居室を個室として使用すること。
- 居室以外に入居させないこと。

【根拠】県指導指針6(9)ア(ア)、(オ)※サ高住には適用せず、登録基準による。

- 個室とすることとし、入居者 1 人当たりの床面積は13平方メートル以上と すること。
- 各個室の定員については、1人とする。

3 (2) 立入検査における指導事項の概要⑥

指導事例③

〇 重要事項説明書の不備 (規程類)

【事例】

- 重要事項説明書の記載が、管理規程の内容又は実態と整合していない。
- 入居希望者に重要事項説明書を用いて説明を行っているが、説明を行った者及 び説明を受けた者の署名が残されていない。

【指導】

- 重要事項説明書と管理規程並びに実態は整合を図ること。
- 説明を行った者及び説明を受けた者の署名を行い、入居契約書と共に保存すること。

【根拠】県指導指針13(4)ウ

入居希望者が、契約内容について十分理解した上で契約を締結できるよう、契約締結前に十分な時間的余裕をもって重要事項説明書について説明を行うこととし、その際には説明を行った者及び説明を受けた者の署名を行うこと。



3(2)立入検査における指導事項の概要⑦

指導事例4

〇 金銭管理規程の不備 (規程類)

【事例】

- 現金の具体的な管理方法、入居者本人又は身元引受人等への定期的報告を定めた「預り金管理規程」が作成されていない。
- 「預り金管理規程」が作成され、出納帳により管理されているが、入居者等から現金管理依頼書を提出させていない。

【指導】

- 入居者の金銭等を管理する場合は、金銭等の具体的な管理方法、本人又は身元 引受人等への定期的報告等を定めた「預り金管理規程」を作成すること。
- 「預り金管理規程」に基づき、現金管理依頼書を提出させること。

【根拠】県指導指針10(1)ケ(イ)

• 設置者が入居者の金銭等を管理する場合にあっては、依頼又は承諾を書面で確認するとともに、金銭等の具体的な管理方法、本人又は身元引受人等への定期的報告等を管理規程等で定めること。また、入居者への成年後見制度の周知に努めること。



3 (2) 立入検査における指導事項の概要®

指導事例⑤

〇 服薬事故多発 (入居者処遇)

【事例】

- 施設・住宅内で発生した事故件数のうち、別人への与薬や落薬等の服薬に関する事故の発生割合が高い。
- 服薬管理に関するマニュアル等が未作成又は作成されているが活用されていない。

【指導】

服薬事故は、入居者の生命にかかわる重大な事故であることを職員全員が認識し、施設・住宅内で服薬事故が発生している事実を重く受け止めた上で、服薬の際は、入居者の名前、薬の種類、用法用量等に誤りはないか、複数の職員が声掛けを行うなど、担当職員のミスを未然に防ぐための仕組みについて、施設・住宅内で検討し、服薬に関する事故をゼロにできるよう、施設・住宅全体で取り組むこと。

【根拠】

• 「老人福祉施設等における医薬品の使用の介助について」(平成26年10月1日老 高発1001第2号、老振発1001第1号、老老発1001第1号、薬食安発1001第3号)

3 (2) 立入検査における指導事項の概要⑨

指導事例⑥

〇 重大事故に係る行政への報告漏れ (入居者処遇)

【事例】

入居者について、外部の医療機関を受診した事故が発生しているが、県への報告がされていない。

【指導】

医師の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故については、 県へ報告すること。(発生時の対応及び報告書様式等については、スライドP37 参照)

【根拠】県指導指針13(9)ア

- 有料老人ホームにおいて事故が発生した場合にあっては、次の措置を講じること。
- 入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに県及び 入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずること。



3 (2) 立入検査における指導事項の概要⑩

指導事例⑦

〇 事故発生の防止 (入居者処遇)

【事例】

- 事故発生の防止のための指針を整備していない。
- 事故発生の防止のための委員会及び職員研修を実施していない。

【指導】

- 事故が発生した場合の対応、当該事実が報告され、その分析を通した改善策について、職員に周知徹底を図る体制を定めた指針を整備すること。
- 施設における事故の発生を防止するため、委員会及び職員研修を定期的(年 1 回以上)に実施すること。

【根拠】県指導指針13(8)

- 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事 実が報告され、その分析を通した改善策について、職員に周知徹底を図る体制 を整備すること。また、それらが記載された指針を整備すること。
- 事故発生防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。



3 (2) 立入検査における指導事項の概要⑪

指導事例⑧

〇 身体的拘束等の適正化 (入居者処遇)

【事例】

• 身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為が不適切に行われている。

【指導】

- 身体的拘束は、入居者の生命又は身体の保護に関する場合であって、「切迫性」・「非代替性」・「一時性」の3要件を満たさない限り、原則として禁止 行為であることを施設全体で認識すること。
- 「身体拘束ゼロへの手引き」(厚労省発行)等を参照し、上記3要件への該当性の検討、家族に対する説明を十分に行うとともに、身体的拘束の解除に向けて、施設全体で真摯に取り組むこと。

3(2)立入検査における指導事項の概要①

【根拠】県指導指針10(5)、(6)、(7)ア、イ、ウ

- 入居者に対するサービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」をいう。)を行ってはならないこと。
- 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際 の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければなら ない。
- 身体的拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - ・対策検討委員会を3月に1回以上開催し、結果を介護職員等に周知徹底
 - ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備
 - ・介護職員等に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施

3 (2) 立入検査における指導事項の概要①

指導事例⑨

〇 職員の衛生管理等(ハラスメント対策)

【事例】

• 職場におけるハラスメントを防止するための取組が行われていない。

【指導】

• 職場におけるハラスメントの内容及びハラスメントを行ってはならない旨の方 針を明確化し、職員に周知·啓発すること。また、相談窓口を設置し、職員に周 知すること。

【根拠】県指導指針8(3)イ

 適正なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動 又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超え たものにより職員の就業環境が害されることを防止するため、職場におけるハ ラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針 を明確化し、職員に周知・啓発するとともに、相談に対応する担当者をあらか じめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、職員 に周知する等、必要な措置を講じること。

3(2)立入検査における指導事項の概要(4)

指導事例⑩

〇 運営懇談会の設置 (その他)

【事例】

• 重要事項説明書において運営懇談会を開催することとしているが、運営懇談会 に関する規程が作成されておらず、開催もされていない。

【指導】

- 運営懇談会に関する規程を作成した上で定期的に開催し、以下の内容について 報告し、説明すること。
 - ①入居者の状況
 - ②サービス提供の状況
 - ③管理費、食費その他の入居者が設置者に支払う金銭に関する収支等の内容

【根拠】県指導指針9(12)

入居者の積極的な参加を促し、かつ、外部の者等との連携により透明性を確保する観点から、管理者、職員及び入居者等によって構成される運営懇談会を設置し、適切に運営すること。



3(2)立入検査における指導事項の概要⑤

指導事例⑪

〇 非常災害対策 (その他)

【事例】

- 風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成していない。
- 消防計画等に基づく消防訓練を実施していない。
- 非常災害対策計画等に基づく災害の発生等を想定した訓練を実施していない。または、 訓練を実施しているが、地域住民の参加が得られるよう連携に努めていない。
- 洪水浸水想定区域内に位置し、要配慮者利用施設に指定されているにもかかわらず、避 難確保計画を策定していない、又は計画に基づく訓練を行っていない。

【指導】

- 風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、職員へ周知すること。
- 消防訓練は、消防計画に定めた回数を、風水害・地震等に対処するための訓練は年1回以上実施すること。地域住民に施設の構造や入居者等の実態を認識してもらい、災害時の協力体制を確保しておくため、訓練へ地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。
- 水防法に基づく避難確保計画を作成し、市町村へ提出するとともに、当該計画に基づく 訓練を実施し、その結果を同市町村へ報告すること。



3 (2) 立入検査における指導事項の概要値

【根拠】県指導指針9(6)

• 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこと。なお、「非常災害に関する具体的な計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。

【根拠】水防法(昭和24年法律第193号)第15条の3

• 市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

【参考】

- 土砂災害警戒区域内に位置し、要配慮者利用施設に指定されている場合には、 土砂災害防止法[※]第8条の2に基づき、避難確保計画を作成し、市町村へ提出 するとともに、当該計画に基づく訓練を実施し、その結果を同市町村へ報告す る必要があります。
- ※土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年 法律第57号)



3 (3) 立入検査における助言事項①

助言事項

【事例】

令和3年の県指針改正により追加されたもの(経過措置期間のあるもの)のうち、 未だ取り組まれていない事例が多い。

【助言】

令和6(2024)年3月31日で努力義務とする経過措置期間が終了しました。 必要な措置を講じるよう業務体制の整備をお願いします。

- 〇 職員の研修(県指針8(2)イ)
 - · 直接処遇職員 (無資格者) に対する認知症介護基礎研修を受けるために必 要な措置
- 業務継続計画の策定等(県指針9(5))
 - 業務継続計画(災害編・感染症編)の策定
 - ・当該計画に基づく研修及び訓練の実施・記録
 - ※ 業務継続計画に関する厚労省資料・動画のURL https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html

3 (3) 立入検査における助言事項②

【助言(続き)】

令和6(2024)年3月31日で努力義務とする経過措置期間が終了しました。 必要な措置を講じるよう業務体制の整備をお願いします。

- 〇 感染症対策(県指針9(7))
 - ・委員会の設置・開催・記録、開催結果の職員への周知徹底(おおむね6月 に1回以上)
 - ・指針の整備
 - ・感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練の実施・記録
- 〇 虐待の防止 (県指針10(4))
 - ・委員会の設置・開催・記録、開催結果の職員への周知徹底
 - ・指針の整備
 - ・研修の実施・記録
 - 虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置

4(1) 事故発生時の対応及び事故報告書の提出等

事故発生時の対応について

- 入居者に対するサービス提供により事故が発生した場合には、速やかに県及び 入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずること (県指導指針第13(9)ア)
- 事故報告の対象については、「介護サービス事業所における事故発生時に係る対応 (参考例)について」に準じる(下記参照)
- 報告様式は栃木県ホームページに掲載

【事故報告の対象】

- ① サービスの提供による<u>利用者の怪我又は死亡事故</u>の発生 (※)<u>医師の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要になったもの</u>
- ② <u>食中毒及び感染症、結核</u>の発生(サービス提供に関連して発生したと認められる場合。なお、関連する法令に届出義務がある場合には、これに従うこと。)
- ③ <u>職員(従業者)の法令違反、不祥事</u>の発生(利用者の処遇に影響がある場合)
- ④ 利用者又はその家族等に係る<u>個人情報の漏洩</u>の発生
- ⑤ その他報告が必要と認められる事故等の発生



4(2)防火対策の徹底

- 平成30年1月に札幌市内で発生した施設の火災事故を受け、施設の防火上の 安全確保に向けた取組について、平成30年3月に国通知を発出
- 各施設、住宅においては、消防法及び建築基準法を遵守するとともに、下記の事項について入居者に対する注意喚起を行われたい。

【入居者向けの助言・注意喚起事項】

- ① たばこの吸い殻の管理状況(たばこの吸い殻は、灰皿に水を入れて処理する 等)
- ② ストーブの使用状況(ストーブは、燃えやすい物の近くで使わない 等)
- ③ ガスこんろの使用状況(ガスこんろの周りに、物を置かない 等)
- ④ コンセントや電気コードの使用状況(コンセントは、たこ足配線をしない等)
- ⑤ 廊下や階段の状況(廊下や階段に、避難の妨げになる物を置かない 等)
- ⑥ 住宅用火災警報器の点検状況(住宅用火災警報器を定期的に点検する 等)



4(3)入居者の安否確認等の徹底

- 令和元年5月に兵庫県明石市内の有料老人ホーム内で、入居者の死亡が長期に 渡って確認されない状態が継続された事案が発生
- 各施設においては、県指導指針に基づき、入居者の希望に関わらず、安否確認等 (毎日1回以上)を実施すること。
- 具体的な確認方法や注意点は、全国有料老人ホーム協会HP掲載資料を参照

【県指導指針】

10 サービス等

(1)オ 安否確認又は状況把握

入居者が居住部分への訪問による安否確認や状況把握を希望しない場合であっても、 電話、居住部分内での入居者の動体を把握できる装置による確認、食事サービスの提供 時における確認等その他の適切な方法により、毎日1回以上、安否確認等を実施するこ と。

6 令和6年度立入検査の実施予定

実施概要

- 有料老人ホームの立入検査は、施設・住宅に対して5年に1回以上実施することを基本
- 令和6年度は、5月中旬から翌年1月中旬までの期間に実施予定
- 立入検査を行う施設・住宅については、実施日の概ね1か月前に文書で通知

準備書類

①入居者名簿、②職員勤務表(シフト表)、③緊急時対応マニュアル、④管理規程、⑤重要事項説明書、⑥研修計画、実施記録、⑦ハラスメントに関する規程、相談記録、⑧入居契約書、⑨前払金に係る書類(返還金等に係る書類を含む)、⑩利用料に係る書類、⑪契約解除手続きに係る書類、⑫金銭管理規程、⑬サービス提供の記録(食事提供、排泄、入浴、健康管理、安否確認等)、⑭献立表、⑮運営懇談会に係る書類、⑯身体的拘束等適正化のための指針、委員会議事録、対応記録、⑰虐待防止のための指針、委員会議事録、対応記録、⑰店育防止のための指針、委員会議事録、対応記録、⑱苦情解決規程、対応記録、⑩事故発生防止のための指針、対応記録、委員会の記録、事故報告書、②非常災害対策計画、避難訓練の記録、消防署への届出書、②業務継続計画、訓練の記録、②建物平面図(避難経路が分かるもの)、②施設のパンフレット等